

求職者等に対するハラスメント防止について

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

兵庫県警察で実施する採用活動等では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年10月1日 令和7年法律第63号）に基づき、求職者等が安心して求職活動を行えるよう、セクシュアルハラスメントの防止に取り組んでいます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは「事業主が雇用する労働者による性的言動により求職者等による求職活動などが阻害されるもの」です。

性的な言動とは

- 性的な内容の発言
性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等
- 性的な行動
性的な関係を強要すること、必要なく身体に触れること、わいせつな図画を配付すること等

求職活動等に関するルール

兵庫県警察で実施する採用活動等においては、以下のルールにより、上記セクシュアルハラスメントの防止に取り組めます。

- 1 面接・面談等は原則として業務時間内及び庁舎や公的機関等で行うとともに、複数人で対応し、透明性を確保します。
ただし、求職者等の状況や業務上の必要性がある場合は、この限りではありません。
- 2 兵庫県警察が採用活動で使用する連絡ツールは、原則、兵庫県警察官採用センターの電話番号とメールアドレスのみとします。
ただし、求職者等の状況や業務上の必要性がある場合は、兵庫県警察本部、県下各警察署又はリクルーターから電話連絡等を行う場合もあります。

【兵庫県警察官採用センター】

電話番号 0120-145-314

メールアドレス saiyou@police.pref.hyogo.lg.jp

相談窓口

兵庫県警察で実施する採用活動において、セクシュアルハラスメントと思われる言動を受けた場合は、兵庫県警察官採用センター又は下記の相談窓口へご相談ください。

相談内容に応じて、必要な調査を行うとともに、事実関係に基づき厳正に対応します。

なお、相談者のプライバシーは保護されます。

【兵庫県警察官採用センター】

電話番号 0120-145-314

受付時間：9：00～17：00（土日祝日、12/29から1/3を除く）

メールアドレス saiyou@police.pref.hyogo.lg.jp

【兵庫県警察相談窓口】

◆ 『警察相談専用電話』 県民広報課

(78)361-2110

受付時間：月～金 9：00～17：00（土日祝日、12/29から1/3を除く）

◆ メールフォーム（ご相談・ご意見・ご要望メール）

<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/mail/index.htm>

◆ 警察署警務課、交番、駐在所